

第35回 農地部定例会議事録

開催日時	令和6年4月25日 13時30分
開催場所	阿南市役所 602会議室
出席委員	井出部長・久米寛治副部長・南部委員・中村委員・久米博委員・吉岡委員・ 阪井委員・竹内委員・久積委員・遠藤委員・山本委員・高谷委員・尾崎委 員・植田委員・西野委員
欠席委員	岡部委員・幸田委員・森委員・厚田委員
村田局長	欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議 の有効性を報告
事務局	議案書2ページ第2号議案No.3については取下げとなりました。
井出部長	(部長挨拶) それでは第35回農地部定例会を始めさせていただきます。 本日の議事録署名者は新野地区の中村委員と羽ノ浦地区の植田委員にお願 いします。 それでは、本日の議事に入りたいと思います。 第1号議案 非農地証明願について 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第3号議案 買受適格証明による申請(3条) 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第5号議案 農地法第5条の規定による事業計画変更について 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第7号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用 地利用集積計画について 議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので ご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は4月22日に福井公民館にて 福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。 その結果を報告させていただきます。

議案書の１ページをお開きください。第１号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の９ページをお開きください。第７号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長 次に、福井地区をお願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は４月２２日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の２ページをお開きください。第２号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の８ページをお開きください。第６号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の９ページをお開きください。第７号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長 次に、橘地区をお願いします。

南部委員 はい。橘地区今回議案はございません。

井出部長 次に、新野地区をお願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は４月１９日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の６ページをお開きください。第４号議案 No.1 については１年間の条件付きで許可相当としました。

議案書の９ページをお開きください。第７号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長 次に、桑野地区をお願いします。

久米博委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は4月22日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は4月19日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9から10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は4月19日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案についてですが、既に事務局から報告がありましたが、取下げとなっています。

議案書の10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、宝田地区お願いします。

竹内委員 はい。宝田地区今回議案はございません。

井出部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は4月23日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10から11ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は4月23日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2から3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書11から12ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は4月23日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、加茂谷地区お願いします。

高谷委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は4月18日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の13ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、那賀川地区お願いします。

尾崎委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は4月22日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の13から14ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は4月22日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14から15ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から第4号議案について報告があるようなので説明をお願いします。

事務局 第4号議案No.1 第4条の規定による許可申請について

(過去の経緯、適切な営農の妥当性について、現地確認実施、1年間の条件付き許可の理由)

井出部長 ご質問がありましたら発言願います。

竹内委員 1年間としているが、他にもこの様なことがあれば認めるのか。

事務局 営農型太陽光発電施設については、県諮問になり、農業会議に確認したところ、県内市町村においても、収量が通常の8割が達成出来ていないことなどの理由で、様子見という意味をこめて1年間の条件付きにしているところもある。

竹内委員 今回、阿南市では初めてですか。

事務局 初めてです。

阪井委員 他市町村でも、このような事例があります。1年間でも、収量が達成できない場合は、終わりになります。

井出部長 一時転用が終わりですか。

阪井委員 そうです。

井出部長 他の作物変えることは。

阪井委員 申請してみてもの判断になる。

竹内委員 （太陽光発電施設の）撤去までいくのか。

事務局 その様になる。

井出部長 達成できない場合は、他の作物になると思うが可能か。

事務局 申請時に、他の作物にすることは可能であるが、収量が8割必要であり、作付け計画も必要となる。

高谷委員 ドクダミの収量は決まっているのか。根拠は何か。

事務局 知見を有するものの意見や、県外ではあるが実績を鑑みて、一反当たり2,500kgを収穫できるとされている。その8割が対象となる。

井出部長 ほかにございませんか。

阪井委員 議案書の１０ページ。第７号議案、No.9についてですが、貸付人は亡くなっています。

事務局 確認します。

阪井委員 亡くなって、あまり月日が経っておらず、未相続と思います。近所の方なんです。

事務局 いつ亡くなったかわかりますか。

阪井委員 今年になってからと思う。最近です。

井出部長 ほかにございませんか。

井出部長 それでは、議案書６ページの第４号議案 No.1について、一時転用期間を１年間にすることを条件として承認してよろしいか。

一同 異議なし

井出部長 異議がございませんので、この案件について、承認いたします。
それでは、それぞれ各案件について、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

高谷委員 第７号議案No.9については、既に耕作者もいるのに、継続審議にするのはどうかと思うが。

事務局 既に亡くなっている人と契約することが問題となるので、今回は継続審議として、貸付人と借受人から事情を確認を取り、亡くなっていることが判明すれば、相続人に署名と捺印をしてもらい。改めて議案にかけた方がよい。

高谷委員 相続登記をする必要があるのではないか。

事務局 ベストは相続登記であるが、相続登記までは必要はない。ただし、相続人の相続割合の５割以上の署名、捺印が必要である。

久米博委員 このような事例は過去にもあったのではないか。このような場合は、どうしていたのか。

事務局 農家台帳上、チェックをしている。

事務局 この度は、農家台帳の更新の狭間で亡くなっている。次に地元委員が亡くなったことを知っている。最後に、貸付人と借受人がそのまま、捺印をしている。この3つが重なった結果であり、ここ数年にはなるが事例としては無かったことである。

阪井委員 亡くなったら届出は出てくるものでしょう。

事務局 3条届出を提出される方もいるが、されない方もいる。今回の件はされていない。

久米博委員 亡くなった人が提出して、もしも裁判になった時はどうなるのか。

事務局 書類不備で、農業委員会が負ける可能性がある。

阪井委員 今回の件は、事務局で調べておいてください。

井出部長 はい、ほかに意見もないようなので、採決に入りたいと思います。
先ほどの第4号議案No.1と議案書2ページ第2号議案の取下げ分と議案書10ページ第7号議案No.9については継続審議ですので、この案件以外を一括して承認してよろしいか。

一同 異議なし

井出部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。第35回農地部定例会議案については、議案書2ページ、第2号議案No.3については取下げ、議案書6ページ、第4号議案No.1については、一時転用期間を1年間として承認、議案書10ページ、第7号議案No.9については継続審議 その他の議案については、全て承認です。

井出部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

(意見なし)

井出部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 (農林水産課より地域計画について説明)

井出部長 以上をもちまして、第35回農地部定例会を閉会いたします。次回は、5月27日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会